

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社朝日工務店
代表者及び住所 大阪府大阪市天王寺区細工谷1-10-13
代表取締役 植田 力子
2. 指名停止措置期間 : 令和5年2月8日から令和5年3月21日まで(6週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社朝日工務店は、令和4年12月14日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の処分を受けた。
吹田市内の民間発注工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して解体工事業に係る同項の許可を受けずに請負代金が建設業法施行令第1条の2に定める金額以上となる建設工事を請け負ったとして、3日間の営業の停止。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社朝日工務店が、建設業許可部局より3日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)